

学校いじめ防止基本方針

新居浜市立金子小学校

はじめに

いじめは、命や人権に関わる問題であり、絶対に許されることではない。また、いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得るものである。改めてこの問題の重要性を認識し、いじめの防止に努めるとともにいじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応する必要がある。こうした中、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことができるよう、「学校いじめ防止基本方針」を作成した。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、児童の感じる被害性に着目し対応を行っていかなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑩は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 指導体制の確立

- (1) 「いじめ防止対策推進委員会」の設置
- (2) 構成員
管理職、生徒指導主事、教務主任、学年主任（学級担任）、養護教諭など
（必要に応じて外部専門家等が入る。）

3 いじめ防止等のための対策に関する事項

「未然防止のための取組…いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために」

- (1) 学級経営の充実
 - ア 児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人一人の良さが発揮され、互いを認め合う学級づくりを目指す。
 - イ 児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
 - ウ 正しい言葉遣いやあたたかい言葉掛けができる集団を育てる。
 - エ 学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う。（特に年度始め。）また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。
 - オ 児童の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用により把握し、日常の様子を観察したり日記等で情報を収集したりする。
 - カ 担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見直しを持って進める。
- (2) 人権・同和教育の充実
いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させる。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権・同和教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- (3) 道德教育の充実
 - ア いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を高める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
 - イ 思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。
- (4) 体験活動の充実
児童が自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき、発見して体得できるよう、積極的に福祉体験やボランティア体験などの体験活動を発達段階に応じて教育活動に取り入れる。
- (5) 異年齢集団活動の充実
異年齢集団を編成し、縦割り班遊び等の活動を通して、人間関係を豊かにしていくとともに、協力し、助け合おうとする態度を育てる。
- (6) 分かる授業づくり
 - ア 基礎学力の定着
 - (ア) 金子チャレンジでは、学年ごとに合格の目安を決め、読書、器楽、漢字、計算、水泳、なわとびに挑戦させ、基礎・基本の定着を図る。
 - (イ) 県学力診断調査等の結果分析により児童に身に付けさせたい学力を明らかにし、定着を踏まえながら授業改善につなげる。
 - (ウ) 「話し方」「聞き方」のルール（合言葉）をもとに、継続した指導を行う。
 - (エ) 学習のユニバーサルデザインを基盤にした授業改善に努める。
 - イ 言語活動の充実
自分の思いや考えを伝え合う場を設定したり、自分の考えを表現する場を確保したりして、主体的に学習に取り組むことができるよう工夫する。
 - ウ 家庭との連携
「家庭学習の手引き」を用い、より良い生活習慣や学習習慣を形成するための家庭との連携を深める。
- (7) 特別活動の充実
 - ア コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実を図る。
 - イ それぞれの発達段階に応じて、より深く達成感を味わえるような特別活動の内容の工夫・改善を行う。
 - ウ なかま集会及び児童集会を計画的に実施し、発表の場や意見交換の機会を増やす。
- (8) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

ア インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

イ 情報教育授業のほか、道徳、学級活動などで、関連性を持たせながら情報モラル教育に取り組む。

ウ インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈未然防止の観点から〉

- ① 児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- ② インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つこと
- ③ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与えることを認識すること

〈早期発見の観点から〉

- ① 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気付けば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談すること

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- ① 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- ② 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- ③ 違法情報や有害情報が含まれていること
- ④ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- ⑤ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

(9) 発達障がい等への共通理解

発達障がいのある児童に対するからかい等からのいじめへの発展を防止するため、障がい特性の理解や具体的関わり方の研修を行い、共通認識のもと周りの児童への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

(10) 保護者への啓発

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やH P、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行う。

4 いじめの早期発見

「いじめを見逃さない・見過ごさないための手立て…いじめの未然防止と早期発見のために」

(1) いじめの態様

《 分 類 》 《抵触する可能性のある刑罰法規》

ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ……………

脅迫、名誉毀損、侮辱

イ 仲間はずれ、集団による無視

※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要

ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……………暴行

エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……………暴行、傷害

オ 金品をたかられる ……………恐喝

カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……窃盗、器物破損

キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ……強要、強制わいせつ

ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……………名誉毀損、侮辱

(2) 相談活動の充実（気軽に相談できる雰囲気づくり）

日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。また、

定期的な教育相談週間を設け、教育相談を実施する等、相談体制を整備する。保護者には相談窓口等を紹介するなど広く啓発していく。

(3) きずなアンケートの活用

毎月実施しているきずなアンケートにより、児童の抱える不安や思いを知り、児童の健全育成に努める。また、保護者の声等も日頃の児童の生活に生かすことができるように努める。

(4) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

ア 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

イ 未然防止には、児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

(5) 南中校区3校での連携

小中学校9年間を見据えた人間関係づくりを目的として、小中学校関係者、地域関係者、警察、PTA等からの情報収集と学校や児童生徒が抱える課題等について協議して、校区全体で児童生徒の健全育成に努める。

5 いじめに対する措置

「早期対応、認知したいじめに対する対処…」

迅速な情報の共有により事実関係を把握し、いじめの被害児童・加害児童に対し組織的に対応するために」

(1) 被害児童等の保護

何よりもまず、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童を保護し、安全安心を確保する。

(2) 事実確認

児童、及びその保護者等からの相談を受け、いじめの事実があると思われるときは、適切な措置をとる。

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。)

イ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

ウ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。

エ いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。その際、得られた情報は確実に記録に残す。

オ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(3) 組織としての取組と対応

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、必要に応じて外部の専門家等により構成される組織として「いじめ対策委員会」を置く。

ア 学級担任、学年主任、養護教諭、教務主任、生徒指導主事、管理職などで役割を分担して、いじめられた児童や、いじめた児童への対応、その保護者への対応、教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等について、正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。

イ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。

ウ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

エ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(4) 被害児童・保護者に対する説明、支援

いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者の支援や、いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。

(5) 加害児童への指導及び保護者への支援

ア いじめの事案に係る情報をいじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置などを行う。

イ 加害児童が抱える問題を解決するために、必要に応じて心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関と連携を図る。

(6) 教育委員会への報告・連絡・相談

通報を受けたときや、学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を教育委員会に報告する。

(7) 安全措置

必要な場合は、いじめを行った児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童などが安心して教育を受けられるようにする。

(8) 懲戒

ア 児童がいじめを行っている場合で教育上必要があると認められるときは、適切に懲戒を加える。

イ 特に、傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を教育委員会に具申する。

(9) 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は所轄警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童が自殺を企図した場合等）、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に着手）

(2) 調査組織「いじめ対策調査委員会」の開催

ア 構成員

「いじめ防止対策推進委員会」を母体に、教育委員会担当者、必要に応じて専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

イ 調査

(7) いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合は、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。

(4) いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。

ウ 調査結果の提供と報告

(7) 調査結果の提供

a いじめを受けた児童及び保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報の提供を適切に行う。

b 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明しておく。

(4) 調査結果の報告

a 希望に応じて、いじめを受けた児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

b 調査結果を教育委員会に報告する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

エ 事後措置、再発防止

調査結果を踏まえた必要な措置を行い、再発防止に努める。

■いじめ対策年間計画

時期	いじめ対策年間計画	ポイント
4月	○学校間、学年間の情報交換、指導記録の引き継ぎ ○いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議	・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。

	【職員会議】 ○いじめ撲滅宣言（教師の決意表明） 【始業式等】 ○学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり 【学級活動】 ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 【PTA総会・学級PTA】 ○家庭訪問による情報収集 ○「きずなアンケート」の実施	・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。
5月	○校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」 ○行事（運動会等）を通した人間関係づくり ○「きずなアンケート」の実施	・児童の班編成の場面に留意する。
6月	○話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】 ○「きずなアンケート」（1年生）と「いじめ調査」（2～6年生）の実施 ○行事（自然の家）を通した人間関係づくり	・6月は児童の人間関係に変化が表れやすい時期である。
7月	○教育相談の実施 ○保護者対象の教育相談の実施 ○「きずなアンケート」の実施	・いじめ対策を点検する。
9月	○「きずなアンケート」の実施	・児童の変化を確認する。
10月	○「きずなアンケート」の実施	・児童主体の活動を保障し意欲を高め、自覚を促す支援を心がける。
11月	○行事（校内音楽会等）を通した人間関係づくり ○話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】 ○「きずなアンケート」の実施	・11月は児童の人間関係に変化が表れやすい時期である。
12月	○教育相談の実施 ○人権週間（人権意識啓発活動） ○保護者対象の教育相談 ○「きずなアンケート」の実施	・児童の変化を確認する。
1月	○冬休み明けの教育相談の実施 ○学校評価の実施→児童・保護者の意見を聞く ○「きずなアンケート」の実施 ○人権・同和教育講演会の実施	
2月	○話し合い活動「学級の諸問題」 【学級活動】 ○「きずなアンケート」の実施	・クラス替えによる人間関係に不安を持ち始める時期である。
3月	○保護者対象の教育相談の実施 ○記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 ○小中の情報連携のための連絡会 ○「きずなアンケート」の実施	・いじめに関する情報を確実に引き継ぐための準備をする。

平成26年 2月28日策定
令和 7年 4月 5日改訂